平成23年第11回美郷町議会定例会

議事日程(第4号)

平成23年12月16日(金曜日)午前10時開議

議案審議(質疑~討論~表決)

- 第 1 議案第 90号 財産の譲与について
- 第 2 議案第 91号 工事請負契約の一部変更について
- 第 3 議案第 92号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 93号 美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例の全部改正について
- 第 5 議案第 94号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 95号 美郷町老人福祉センター雁が音苑設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 96号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について
- 第 8 議案第 97号 美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 9 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第100号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第101号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第102号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第103号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第15 議案第104号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第16 議案第105号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第17 議案第106号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号 付託陳情審議(委員長報告 質疑~討論~表決)
- 第18 陳情第 12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 第19 陳情第 13号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書
- 第20 陳情第 14号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情
- 第21 陳情第 15号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情

追加第 1 発議第 9号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出に ついて

追加第 2 発議第10号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを 求める意見書の提出について

追加第 3 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

中 村 美智男 君 1番 2番 熊谷良夫君 3番 伊 藤福章 君 4番 武 藤 威君 元淑雄 君 7番 野 久 君 5番 森 吉 8番 福 田 守 君 9番 泉 美和子 君 泉 繁 夫 杉澤 隆 一 君 10番 君 11番 谷 俊 二 12番 澁 君 深 澤 均君 13番 14番 戸 澤 勉 君 15番 熊 谷 隆一 君 飛 澤 龍右工門 16番 君 17番 深沢 義一 君

欠席議員(1名)

18番

6番 中村利昭君

髙橋

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

猛 君

町 長 松 田 知 己 君 町 長 副 佐々木 敬 治 君 総 務 課 長 小 原 正彦 君 企画財政課長 高 橋 薫 君 税務 原 隆昇 君 住民生活課長 鈴木 君 課 長 小 隆 福祉保健課長 前 田 忠 秋 君 農政課長 深澤 克太郎 君 会計管理者兼 設 井 智 髙 橋 辰 巳 君 建 課 長 照 則 君 出 納 室 業委員会 農業委員会長 邉 渋 谷 渡 調 君 新 一 君 務 局 長 教育委員長 佐藤 孝 君 教 育 長 後 松 順之助 君 教育次長兼 須 田 喬 君 教育施設課長 梅山 正之君 教育総務課長 生涯学習課長 小 林 宏 和 君 代表監查委員 久 米 力君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長髙橋
 潔
 庶務班長 兼議事班長
 鈴木邦子

 主
 査佐々木直樹

◎開議の宣告

○議長(髙橋 猛君) おはようございます。

6番中村利昭君から欠席の届けがあります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第1、議案第90号 財産の譲与についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号 財産の譲与については原案の とおり決しました。

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第2、議案第91号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第92号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の制定に ついてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番泉 美和子君。

- **〇9番(泉 美和子君)** 第9条ですけれども、第9条で、費用を徴収できる範囲で当該所有者等 というところの、その範囲といいますか、それはどういうところまでなのでしょうか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。
- **〇住民生活課長(鈴木 隆君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

所有者等につきましては、第2条の第1項第3号で定めております、これらの方々が対象になるというふうに考えております。

- 〇議長(髙橋 猛君) 泉 美和子君。
- **〇9番(泉 美和子君)** そうすると、法律上の相続の範囲みたいなことですか。法律、相続というか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。
- 〇住民生活課長(鈴木 隆君) お答えいたします。

民法上責任のある方々ということで、ここにこの第2条第1項第3号に例を掲げているもので ございます。

○議長(髙橋 猛君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

7番吉野 久君。

- ○7番(吉野 久君) 新たな条例の提案であり、共通認識のために質問するわけですけれども、まず、今9番の方が質問したことに関連してなのですけれども、行政代執行の場合は、履行期限を定めて義務者に命ずるわけです。文書で戒告し、その期間内に履行しない場合は行政代執行という形になるわけですけれども、今言った相続のところまでさかのぼったとして、それの義務者が不明な場合はどういうような手続になりますか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。
- **○住民生活課長(鈴木 隆君)** 最終的にその不明な場合、どうしてもわからないという場合につきましては、家庭裁判所等の申し出、あるいは意見を伺う、または弁護士の方々の意見を伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
- 〇議長(髙橋 猛君) 吉野 久君。
- ○7番(吉野 久君) もう2点ほどお伺いいたします。

この条例は、昨年の所沢市が初めて条例を制定して以来、いろいろな市町村で条例を制定しているわけです。行政代執行まで及ぶような条例もありますし、そうでない場合もございます。基本的に行政代執行できるかどうか、その法律的根拠があるのか、また、ないとすればどういう考え方で、これは隣の大仙市は代執行も含めた条例になっております。また、横手市は明文化しておりません。そこら辺、町としてはどういう考え方に立ったのかをお伺いいたします。

- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。
- 〇住民生活課長(鈴木 隆君) お答えいたします。

代執行の法律はございますけれども、最終的に条例で定めなければ難しいということもありまして、最終手段としての代執行ということで、条例に上げさせてもらったところであります。実際、代執行ということにつきましては、過去にございません。かなりハードルは高いというふうに思っておりますが、あくまでも最終手段として実施して実効性を持たせていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(髙橋 猛君) 吉野 久君。
- ○7番(吉野 久君) 最悪の場合は、雪害等で倒壊した場合など、人命にかかわることで私も代執行を明文化するべきだと考えております。ただ、それが最悪の場合として、それ以前に所有者が善処することの方がもちろん大事なわけです。隣の大仙市では、助言に従った場合には補助をするような、そういう条例を制定しております。美郷町では本当に最悪の場合にならない、その

ためにもそういうような助成も考えるというようなことは、役場内ではあったのでしょうか。お 伺いいたします。

- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。
- **○住民生活課長(鈴木 隆君)** ただいまの質問にお答えいたします。

民法上、管理責任というのはあくまでも所有者があるということであります。町といたしましては、これら所有者に対しまして、調査に基づき粘り強く危険の排除等を説得してまいりたいというふうに考えておりますし、行政代執行に至らないように実施したいということであります。

また、補助につきましては、公平性の確保という観点もございますし、先ほど申し上げました とおりに、責任は所有者があるものでございますので、そのような観点から補助までは設けませ んでした。以上でございます。

- 〇議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。
 2番熊谷良夫君。
- ○2番(熊谷良夫君) おおむねこういうことだろうと思いますけれども、今お二方、2人の議員が質問したように、第9条についてでありますけれども、この11条に、来月から施行するということがありますけれども、この規則はもう定まっておるのでしょうか。運用されるためのこの規則はもう定めておるわけですか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。
- 〇住民生活課長(鈴木 隆君) お答えいたします。

規則等につきましては、ある程度考えてはございますが、正式にはこの条例が議決された後に 明文化したいというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。9番泉 美和子君。
- ○9番(泉 美和子君) 9番。昨冬のあの豪雪で、大変なまず状況だったわけですけれども、それから雪だけでなくて、大変古くなって大変な状況になっているという、そういう現状で、これまでなかなか所有者等との関係でうまく処理が難儀したという、この例ですね、今回いろんな何件かあったと思いますけれども、そういう中でどの程度まで、何ていいますか、行政が対応といいますか、指導といいますか、連絡がつかなくてもうどうしようもなくてというのが最終的にどれくらいあったものですか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木 隆君) ただいまのご質問にお答えいたします。

正確な数字というのはちょっと今把握してございませんけれども、そういう要請ないし危険であるという住民からの情報があった場合につきましては、それぞれ所有者を調査いたしまして、今までは連絡をとりながら対応してきたところでございます。今正確な数字がございませんけれども、また、今そういう建物を自主防災組織や行政協力員の方々にお願いしまして、調査しているところですので、それらをもとに今後対応してまいりたいというふうに思います。現在の段階で、今までのその相談件数の把握、詳しい数字というのはちょっと申し上げられませんので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。(「はい」の声あり)

それでは、初めに反対討論の許可をします。2番熊谷良夫君、登壇願います。

(2番 熊谷良夫君 登壇)

○2番(熊谷良夫君) 反対の立場で討論いたします。

この条例は必要な条例だと思いますが、成田闘争を思い出す行政代執行の項目に引っかかると ころがあります。当局にお墨つきを与えてよいものか、弱い者いじめにならないのか、あるいは 前回のモーテル問題での町に300万円の損害を与えたことに対して、いろいろなことを考えますと、 慎重ならざるを得ませんので、よって、この原案には反対します。

○議長(髙橋 猛君) 賛成討論ですか。(「はい」の声あり)

それでは、賛成討論の許可をします。7番吉野 久君、登壇願います。

(7番 吉野 久君 登壇)

〇7番(吉野 久君) 私は、この条例制定に賛成の立場から討論いたします。

昨年の雪害等を、昨年といいますか、ことしの1月、2月のあの雪の被害等を勘案しますと、 非常に大きな問題だと思っております。行く行くは人命にかかわることもあるでしょう。そうい う最悪の事態にならないように町が指導すべきことは、これは当然のことだと思います。私はそ ういう立場から賛成したいと思います。以上です。

○議長(髙橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 以上で討論を終結いたします。

議案第92号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者 15名)

○議長(髙橋 猛君) 起立多数と認めます。よって、議案第92号 美郷町空き家等の適正管理に 関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第93号 美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例の全部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。 13番深澤 均君。

- ○13番(深澤 均君) 13番。議案第93号の13条でありますけれども、別表に利用料金のことが書かれてありますけれども、この中で、入浴料の部分ですけれども、これまでフリーパスという部分があったかと思います。それで、利用者からは、毎日のように入浴している方からは、できればそういうものを望むというような声がこれまで非常に強かったわけですけれども、今回、ここの雁の里温泉では、ここの部分がなくなっておりますけれども、そこら辺のところをお伺いいたします。
- 〇議長(髙橋 猛君) 副町長。
- ○副町長(佐々木敬治君) 議員ご指摘のとおり、別表で定める、いわゆる利用料金、これを見た場合には、そういった記載はしてございません。実は指定管理を受ける者、いわゆる指定管理を受ける者の裁量で、そういったフリーパス、パスポートですね、いわゆるシーズン券みたいな、そういったものを商品として売り出したいといったような求めがあれば、それは柔軟に対応してまいります。ただ、今般の条例には規定してございません。よろしいですか。
- 〇議長(髙橋 猛君) 深澤 均君。
- O13番(深澤 均君) 指定管理者で随時商品として売り出すというようなお答えでありましたけれども、関連でありますので、次のサンスポーツランドの部分では、1カ月定期券というような内容で載ってございますけれども、これはちょっと別の議案であります。(「それはそのときにお

願いします」の声あり)そうですか。今まであったものですので、どうかサービスを低下させないような形での町からの指導をお願いしたいなと、そういうふうに思いますけれども。

- 〇議長(髙橋 猛君) 副町長。
- ○副町長(佐々木敬治君) ご案内のとおり、温泉統合といった、そういったもとでの改正でございます。一つに、一番考えなければならないのは、いわゆる指定管理者が温泉を経営していく上でペイできる商品であるか否かということです。そういった観点からも十二分に検討した上で対処したいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。
- ○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号 美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例の全部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第94号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第94号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する 条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第94号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第94号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第95号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第95号 美郷町老人福祉センター雁が音苑設置条例の一部 改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第95号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第95号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号 美郷町老人福祉センター雁が 音苑設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第96号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第96号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理 に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第96号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第97号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第97号 美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第97号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号 美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止については原案のとおり決しました。

◎議案第98号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第9、議案第98号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第98号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第98号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号 指定管理者の指定については 原案のとおり決しました。

◎議案第99号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第10、議案第99号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第99号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第99号 指定管理者の指定については 原案のとおり決しました。

◎議案第100号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第11、議案第100号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第100号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第100号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号 指定管理者の指定については 原案のとおり決しました。

◎議案第101号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第101号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第101号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第101号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第101号 指定管理者の指定については 原案のとおり決しました。

◎議案第102号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第13、議案第102号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第102号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第102号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第102号 指定管理者の指定については 原案のとおり決しました。

◎議案第103号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第14、議案第103号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第8号を議題 といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。 15番熊谷隆一君。

○15番(熊谷隆一君) 66ページ、6款2項1目林業費の秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金 について伺います。

このことは、さきの議会にも言っておりましたナラ枯れ関連の予算かなと思いますけれども、 昔はナラもわき枝とか炭焼き、それから、キノコのほだ木等として使われておりましたけれど も、この事業ではどのような使い方がされる内容でしょうか。それについて伺います。

- 〇議長(髙橋 猛君) 農政課長。
- **〇農政課長(深澤克太郎君)** ただいまの熊谷議員の質問に対してお答えいたします。

この事業、秋田県未利用広葉樹資源活用事業の中身であります。一つは、資源情報活動ということで調査するという、一つは、有利販売を行うと、この二つの交付事業に分かれてございます。今ご質問の販売利用はどうするのかということで、有利販売という部分の事業になります。 1 ㎡当たり800円の販売助成を行って有効利用していただきたいということで助成を考えている事業であります。

- O議長(髙橋 猛君) 15番熊谷隆一君。
- ○15番(熊谷隆一君) 調査ということでありますけれども、3月11日の大震災、その後の福島の 東電の放射能漏れによって、キノコも今大部分は菌床栽培なわけです。それから、シイタケにあ っては原木栽培もあるわけですけれども、その放射線を含む原木の使用、あるいはチップ材とし

ての流通が問題になりまして、非常に福島県のその素材の生産者というのは苦慮しているわけです。そういうことからすれば、秋田県にはいろいろ調査されておるようですけれども、放射線の影響というのは、私ども思うには少ないと。少ないというか、まずほとんどないだろうというふうに思っておりますので、その辺の活用について何か情報とか、これからの動きといいますか、そういうことがないでしょうかということについてお伺いします。

- 〇議長(髙橋 猛君) 農政課長。
- ○農政課長(深澤克太郎君) 議員おっしゃるとおり、菌床シイタケの部分で福島から入ってきている材料といいますか、それについて一部放射性セシウムが見つかったということで、そういう情報が入ってきております。ただ、県内の菌床シイタケ並びに菌床の原材料については出ておりません。それで、今事業で進めているナラの林の間伐、伐採でありますが、それらについてこの後どのような活用をしていくかということについては、まだ情報が入っておりませんので、これから情報が入り次第、資源の有効活用ということも含めまして情報提供してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。
 9番泉 美和子君。
- ○9番(泉 美和子君) 民生費県補助金の中の秋田くらしの安心サポート推進事業費補助金と、これは地域支え合い事業に追加ということだったのですけれども、この事業の内容、中身を詳しくお願いしたいと思います。

それから、その下の子どもの駅設置事業費補助金、これもおむつ交換台ということでしたけれ ども、この事業の中身ってどこに設置するのか、お願いたします。

- 〇議長(髙橋 猛君) 福祉保健課長。
- **〇福祉保健課長(前田忠秋君)** 議員ご質問の件についてお答え申し上げます。

まず、秋田くらしの安心サポート推進事業の中身でありますけれども、まだこれから県との若 干の調整の余地は残っておりますが、現在、備品購入として予定しているものといたしまして は、除雪機、軽電機、軽自動車、軽トラック、それぞれ1台ずつ、そのほか、みさぽーとへの貸 し出しとして、住民活動センターへの貸し出しということを前提にいたしますが、印刷機、自転 車等などを予定しております。

次に、子どもの駅に係ります設置箇所の予定であります。これにつきましても、まだ若干県との調整の余地が残っておりますが、本町から県に対して現在手を挙げている施設は全部で10カ所

であります。基本的には子どもの駅、お子さんを育てておられる親御さんに利用していただくということでありますので、まず、行政機関といたしまして役場庁舎、そして六郷地区の学友館、仙南地区では公民館、六郷地区の保健センター、これらが行政機関四つであります。そのほか六つといたしましては、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、道の駅雁の里せんなん、あったか山、ラベンダー園、あと大台野広場管理棟であります。いずれも男女問わず利用するということを前提にしておりますので、それぞれ多目的広場、いわゆる身障者向けなどの多目的トイレに設置をする予定であります。

これらの中には、既におむつ交換台等を設置している施設がございますので、それらにつきましては、足りないベビーキープ、お子さんをお乗せして、その間に用を足されるというような形でのベビーキープというものを整備するということを予定しております。以上であります。

○議長(髙橋 猛君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第103号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第103号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第103号 平成23年度美郷町一般会計補 正予算第8号は原案のとおり決しました。

◎議案第104号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第15、議案第104号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

○議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第104号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第104号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第104号 平成23年度美郷町国民健康保 険特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第105号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第16、議案第105号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第105号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第105号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第105号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

◎議案第106号の質疑、討論、表決

○議長(髙橋 猛君) 日程第17、議案第106号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予 算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(髙橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第106号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第106号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号 平成23年度美郷町後期高齢者 医療特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

- ◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、表決
- ◎陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、表決
- ◎陳情第14号の委員長報告、質疑、討論、表決
- ◎陳情第15号の委員長報告、質疑、討論、表決
- ○議長(高橋 猛君) 日程第18、陳情第12号から日程第21、陳情第15号までの4件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷良夫君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 熊谷良夫君 登壇)

○教育民生常任委員長(熊谷良夫君) 本定例会の12月13日の本会議において当委員会に審査を付 託されました陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号について、審査の経過と結果に ついてご報告申し上げます。

陳情第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。

12月14日に、全委員出席のもと教育民生常任委員会を開催して慎重に審査しました。

その中で、県内などでも医師不足が深刻で、医師確保には時間がかかっている状況だ。労働環境が厳しいため、看護師なども不足しており、病院などの運営にも支障を来していると聞く。看護師などの夜勤、交代制労働者の労働環境改善や、大幅増員の願意は十分に理解できるなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第13号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書について。

12月14日に、全委員出席のもと教育民生常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。

今年度までの時限立法で事業が実施されているが、介護職員の待遇改善はいまだ改善されない 状況になっている。離職者が依然として多く、事業者は職員の確保に苦慮している。介護職員の 待遇改善を目的にした現在の介護職員待遇改善交付金事業を継続すべきだなどの意見がありまし た。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第14号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情書について。

12月14日に、全委員出席のもと教育民生常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。

国民年金支給額が引き下げられたのは、未納者がいることも影響しているのではないか。趣旨はわかるが、納めている人と不公平感があり、国庫負担分の支給は制度崩壊にもつながるのではないか。現在年金に関する国の方針がまだ定まっておらない状況にもあるなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第15号 年金受給資格期間を10年間に短縮することを求める陳情書について。

12月14日に、全委員出席のもと教育民生常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。

昨今の雇用情勢の中では、期間短縮は考えられるが、陳情書にある10年間が果たしてどのくらいの支給が受けられるのか、具体的な試算が示されていないなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長(髙橋 猛君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

暫時休憩します。

(午前10時42分)

(午前10時43分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、趣旨採択に対する反対討論を許可します。9番泉 美和子君、登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 陳情第14号と陳情第15号が趣旨採択ということでしたので、これに反対 の立場で討論いたします。

私はこの陳情の中身に、趣旨に賛成です。趣旨採択ということはそういうことだと思いますので、ぜひそれであれば意見書を提出していただきたいなと思います。陳情の趣旨からして、陳情者の願いもぜひ、陳情者の願いにこたえる立場からも意見書を採択をして、意見書を提出すべきだと考えますので、委員長報告には反対をいたします。

○議長(髙橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 討論を終結します。

これよりただいま議題となっております案件中、陳情第12号について採決いたします。

お諮りします。陳情第12号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第12号は委員長報告のとおり採択する ことに決しました。

次に、陳情第13号について採決いたします。

お諮りします。陳情第13号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択する ことに決しました。

次に、陳情第14号について採決いたします。

暫時休憩します。

(午前10時45分)

(午前10時46分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情第14号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りします。陳情第14号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立者 2名)

○議長(髙橋 猛君) 起立少数であります。

次に、委員長報告に対して採決いたします。

先ほどの委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者 14名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、陳情第14号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

陳情第15号について異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りします。陳情第15号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立者 2名)

○議長(髙橋 猛君) 起立少数であります。

次に、陳情第15号について、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者 14名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数と認めます。よって、陳情第15号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

(午前10時48分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり議案が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。 暫時休憩します。

(午前10時49分)

(午前10時50分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発議第9号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第1、発議第9号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(髙橋 猛君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第9号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり決しました。

◎発議第10号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第2、発議第10号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年 度以降も継続することを求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

〇議長(髙橋 猛君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によっ

て、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第10号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第10号については原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(髙橋 猛君) 追加日程第3、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員会委員長、議会広報特別委員長より、審査及び調査中の事件等について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。 これをもちまして、平成23年第11回美郷町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午前10時55分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。 平成23年12月16日

美郷町議会議長 髙 橋 猛

署 名 議 員 飛澤龍右工門

署名議員 深沢義一